様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 2024年10月11日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） かぶしきがいしゃにのみやせいさくしょ  一般事業主の氏名又は名称 株式会社二ノ宮製作所  （ふりがな） にのみや　てつ  　　　　　　　　　　　　　（法人の場合）代表者の氏名 二ノ宮　徹  住所　〒189-0003  東京都東村山市久米川町１丁目３４－９  法人番号　１０１２７０１００１７１２  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX推進への取り組み | | 公表日 | 2024年9月2日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社HP内の「DX推進への取り組み」の「DXビジョン」において公表しております。  https://www.ninomiya-seisakusho.co.jp/sustainability/ | | 記載内容抜粋 | 当社は、めまぐるしく変わりゆくビジネス環境に対して、俊敏に適応し、ビジネスプロセスのサイクルを高速化させるような仕組みづくりのみならず、技術やサービスを組み合わせた顧客体験価値の向上、自らの強みを生かした社会課題の解決や社会変革への挑戦を行っていきます。  当社がＤＸで目指すビジョンは「デジタルを使いこなし、ビジネス環境の変化に適応できる柔軟性の高い製造業であり続けること」です。  ＤＸを推進することによって、更なる品質、技術の向上や顧客対応力の強化を果たし、顧客や従業員のニーズを叶える製造業を目指します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ホームページで公開している情報は取締役会承認を得て公開されています。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX推進への取り組み | | 公表日 | 2024年9月2日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社HP内の「DX推進への取り組み」の「DXビジョン」において公表しております。  https://www.ninomiya-seisakusho.co.jp/sustainability/ | | 記載内容抜粋 | ＤＸ推進における基本方針は下記のとおりです。  １.デジタル技術を活用し、業務の効率化を図り、従業員が働きやすく定着しやすい環境を作る。  ２.お客様からのご要望をお聞きし、ＩＴツールと連携してスピード感のある付加価値の高いサービスを提供する。  ３.ＤＸ人材の育成を行う。  経営理念である「品質と納期を守る」「技術の向上に取り組む」「常にコスト意識を持つ」を実行していくため、受発注・生産管理・在庫管理システムを活用した製品管理を進めていき、業務効率の向上を図り、技術の向上に取り組める時間を増加し、取引先の高い信頼を維持していき、顧客や従業員の満足度が向上するように、ＤＸを推進していきます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ホームページで公開している情報は取締役会承認を得て公開されています。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 当社HP内の「DX推進への取り組み」の「DX推進のための体制」において公表しております。  https://www.ninomiya-seisakusho.co.jp/sustainability/ | | 記載内容抜粋 | 社長直轄組織であるＤＸ推進担当が経営トップのもと、全社ＤＸ戦略の企画・推進を統括します。  社外のパートナーとも連携しながらデジタル技術やセキュリティに関する知見を持つ人材の育成・確保をしていきます。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 当社HP内の「DX推進への取り組み」の「DX活用の具体的な戦略」において公表しております。  https://www.ninomiya-seisakusho.co.jp/sustainability/ | | 記載内容抜粋 | これまでの紙ベースの管理から変革するため、受発注・生産管理・在庫管理システムを社内で開発し、運用を開始しています。当該システムをブラッシュアップするため、運用上の改善点、改良点の洗い出しを行っており、随時システムの改修をしています。また、勤怠管理システムや給与管理システムなどのクラウド化に対応したシステムを導入して行く予定です。  受発注・生産管理・在庫管理システムを活用し、リアルタイムな製品管理をすることにより業務効率の向上を図り、顧客満足度の向上を目指します。  ＤＸ推進を可視化するため、ＫＰＩ（重要業績評価指標）を設定し、ＫＰＩツリーを作成し、実践していきます。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX推進への取り組み | | 公表日 | 2024年9月2日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社HP内の「DX推進への取り組み」の「DX推進の達成の指標」において公表しております。  https://www.ninomiya-seisakusho.co.jp/sustainability/ | | 記載内容抜粋 | デジタル技術の活用施策実施の結果は、下記の指標によるものとします。  １.業務効率化におけるデータ連携数とその効果  ２.ＤＸ推進による品質及び歩留向上における対売上比率  ３.ＤＸ推進による対前年比成長率  ４.ＤＸ推進による顧客からのクレームの対前年比減少率  ５.ＤＸ人材の育成  ６.ＤＸ人材の関連資格取得数 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年9月2日 | | 発信方法 | 当社HP内の「DX推進への取り組み」において発信しております。  https://www.ninomiya-seisakusho.co.jp/sustainability/ | | 発信内容 | 株式会社二ノ宮製作所は、「高い技術により安全な製品を提供し続けることで、従業員・家族・地域社会・産業界・社会全体に幸福をもたらすことを使命とする」を経営理念として、創業以来、技術と創造でチャレンジし続けて参りました。従業員・家族・地域社会・産業界・社会全体に幸福をもたらすため、デジタルトランスフォーメーション（以下「ＤＸ」という）を積極的に推進することでビジネス環境をより良くし、生産性の向上に努めて参ります。  自社の業務プロセス変革として、社内保有している情報を紙ベースから電子データへと移行していき、一元化し、効率的にデータ活用できるようにして参ります。また、自社変革を自ら経験し、そのノウハウを駆使して，お客様により良い提案する事で、顧客価値向上へ繋げて参ります。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年8月頃　～　2024年8月頃 | | 実施内容 | DX推進指標による自己分析を実施。自己診断フォーマットを添付させて頂きます。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年7月頃　～　2024年8月頃 | | 実施内容 | 個人情報保護方針を定め、内部監査のもと、対策を実施しています。  （記載場所：https://www.ninomiya-seisakusho.co.jp/privacy/）  SECURITY ACTION制度に基づき二つ星の自己宣言を行っています。  自己宣言ID：41013120106  情報セキュリティに対する各種規定を策定し、管理規定のもと運用しています。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。